

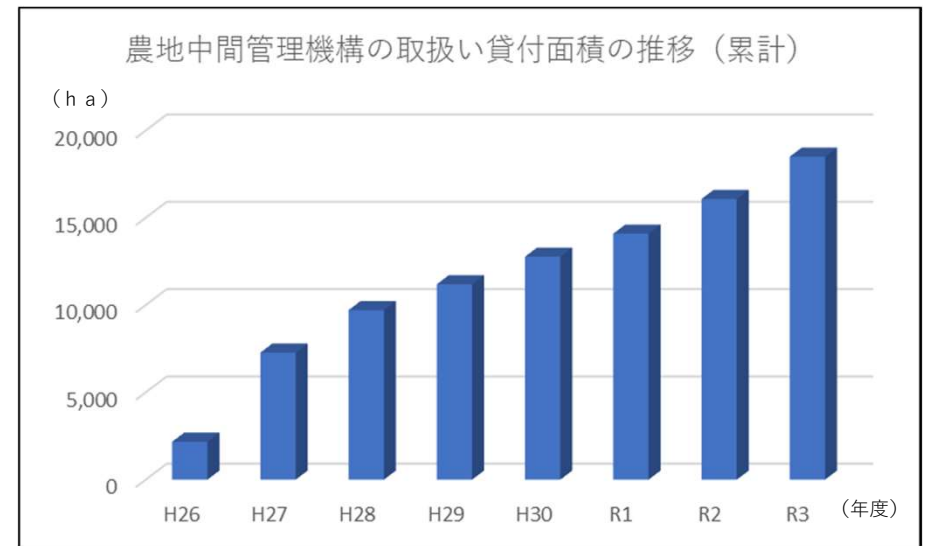
農地中間管理事業の手数料徴収の方針について

令和5年6月12日

公益財団法人 やまがた農業支援センター

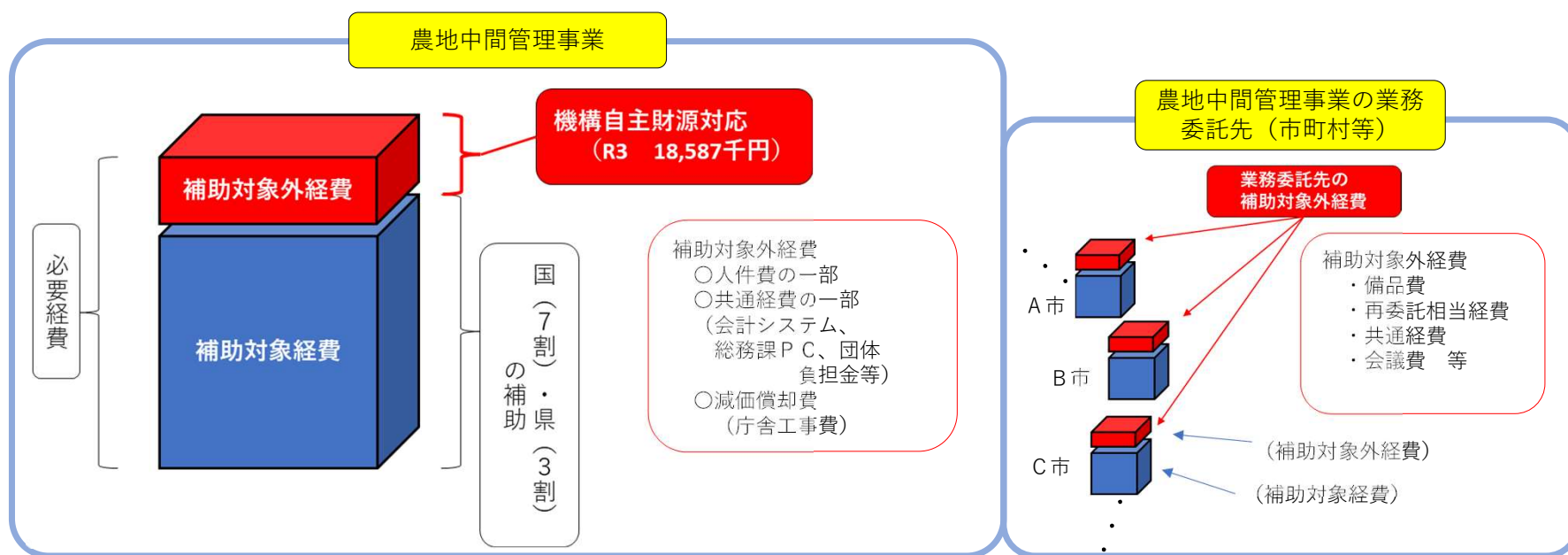
1. 農地中間管理事業について

- ・公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「当センター」という。）では、平成26年4月に県から農地中間管理機構（以下、機構という。）の指定を受け農地中間管理事業を推進しています。
- ・農地中間管理事業は、機構（当センター）が農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家等へ貸し付ける制度です。
- ・令和3年度末の機構の取扱い貸付面積の累計は約18,500haとなっております。



2. 農地中間管理事業の手数料徴収の背景について

- 農地中間管理事業の手数料については、事業を開始した平成26年度に所要の規定を設けましたが、事業に係る経費は当初、国、県からの国庫補助金等に対応できる状況であったことから、これを「免除する」こととし、そのまま現在に至っております。
- しかしながら、本事業が10年目を迎えますが、取り扱い件数が増加するのに伴い、機構及び業務委託先（市町村等）では毎年度必要な事務処理経費が国・県からの国庫補助金等で賄えない財源不足の状況です。
- このまま何ら対策を講じなければ、本業務に関わる契約管理業務の持続的な運営に支障を及ぼすとともに、機構ひいては県から指定を受けた当センターの健全な経営が維持できなくなる恐れがあります。
- 徴収した手数料の用途としては、国、県の補助対象外の事務処理経費（人件費の一部、共通経費（会計システム経費等）の一部、減価償却費（庁舎工事費）、業務委託先の備品費等の経費）などを想定しています。
- なお、東北6県では、山形県以外は手数料を徴収しています。



3. 農地中間管理事業の手数料の算定基礎について

(1) 農地中間管理事業の令和6年度の赤字想定額

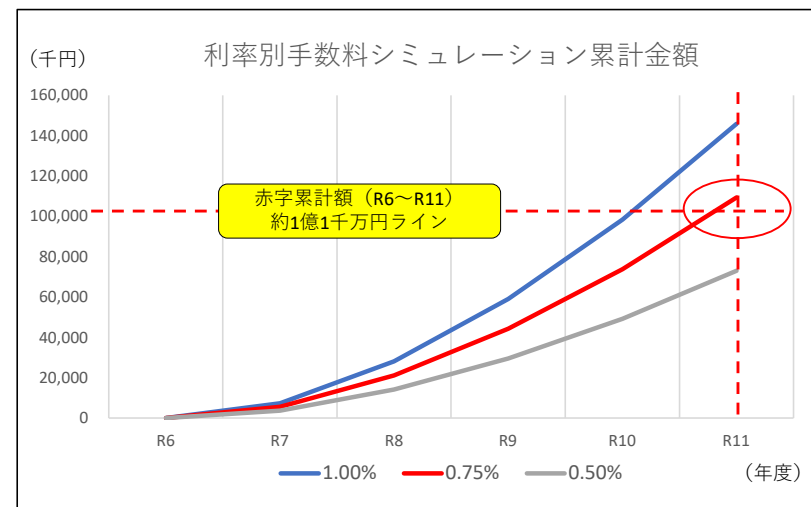
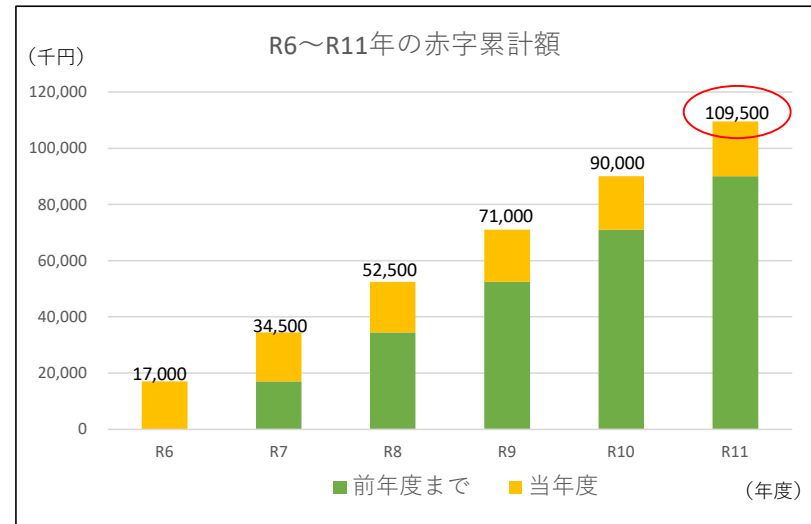
- 令和6年度以降の赤字額を令和3年度の単年度赤字額（18,586千円）相当を基準に毎年の額として、令和11年度までの累計を算出すると、右図のようになり令和11年度には約1億1千万円の赤字累計額となります。

(2) 手数料率のシミュレーション

- 農地中間管理事業の単年度赤字を令和6年度から令和11年度で解消することとしてシミュレーションを行いました。
- シミュレーションの前提として取扱い件数を、①令和6年度から始まる満期再契約分（平成26年度から10年目）の件数、②毎年の新規契約分、③農業経営基盤強化促進法の改正により相対による利用権設定から農地中間管理事業への契約の移行等による件数の合計を対象にしました。また手数料率については、他県の実施状況（青森県0.5%、宮城県、福島県1.0%）から1.0%、0.75%、0.5%の3種類で試算しました。

結果は、手数料収入の累計額がそれぞれ1億45百万円、1億9百万円、72百万円となり赤字累計額（1億1千万円）に最も近くなるのは0.75%の場合という結果になりました。このため、手数料率は令和11年度末までの赤字累計額とそれまでの手数料累計額が概ね均衡する**0.75%**が適当であるとして設定しています。

なお、令和12年度以降の手数料率は、機構の経営状況等を踏まえ、再検討を行います。



4. 農地中間管理事業の手数料の今後のスケジュールについて

- ・農地中間管理事業規程に手数料規定を盛り込んだ改正案について、当センター理事会に諮り決議を得た後、県と協議し、5月22日に知事の変更認可を受けております。
 - ・これを受けて、農地中間管理事業に係る手数料徴収の方針案及び手数料規程案について、理事会に諮り決議を得た後、すみやかに県と協議し6月12日に知事の同意を得たところです。
 - ・令和5年度上半期から当センターのホームページ、広報誌、市町村等を通じて農家の皆様に手数料徴収について周知します。
 - ・令和6年度満期再契約、更新・新規契約から手数料制度を適用し、令和7年度から手数料を徴収したいと考えております。
 - ・具体的には、出し手農家、受け手農家それぞれから年賃料の0.75%分を毎年徴収します。
- (10 a あたり10,000円の賃料の場合、手数料は出し手農家、受け手農家それぞれから75円を徴収することになります。

出し手：10,000円-75円=9,925円 受け手：10,000円+75円=10,075円)

手数料徴収に係るロードマップ

| | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 以降 | |
|---|--|-----|--|-----|--|-----|
| | 上半期 | 下半期 | 上半期 | 下半期 | 上半期 | 下半期 |
| 手数料徴収の周知等 | <p>規程の制定(理事会決議)知事同意 ・手数料徴収の方針の策定及び手数料 (理事会決議)知事認可) ・農地中間管理事業規程の改正</p> <p style="text-align: center;">手数料徴収の周知期間</p> | | | | | |
| 契約 手続 きと 手 数 料 徴 収 時 期 | | | 満期再契約、更新・新規契約 | | | |
| | | | R6 5月 8月 10/1~ 地元権利 マッチング案 公告 調整 作成 | | 11/20 受け手手数料徴収 11/25 出し手手数料徴収 | |